

# 香芝消防署 3 階一部改修工事監理業務委託仕様書

## 1. 総則

奈良県広域消防組合消防本部（以下「発注者」という。）が実施する「香芝消防署 3 階一部改修工事」（以下「本工事」という。）において、工事の品質を保持し、工期内に適切に工事の遂行することを目的に、本工事の工事監理業務に必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務名称

香芝消防署 3 階一部改修工事監理業務

## 3. 履行期間

契約締結日翌日から令和 7 年 11 月 21 日まで

## 4. 施設概要

この香芝消防署 3 階一部改修工事監理業務（以下「本業務」という。）の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 施設の名称：奈良県広域消防組合香芝消防署
- (2) 施設の場所：奈良県香芝市本町 1462 番地
- (3) 施設の用途：消防庁舎
- (4) 施設の概要：建築面積 2893.24 m<sup>2</sup>、延面積 1247.74 m<sup>2</sup>  
主要構造及び階数 RC 造 3 階建て  
建築年 平成 7 年

## 5. 対象工事の概要

この本業務の対象工事の名称及び工期等は、次のとおりとする。

- (1) 工事名称 香芝消防署 3 階一部改修工事
- (2) 工事場所 奈良県香芝市本町 1462 奈良県広域消防組合香芝消防署 庁舎棟
- (3) 工事概要  
香芝消防署 3 階仮眠室及びシャワー更衣室を浴室、洗面所、脱衣所、洗濯機置場、洋式トイレ、仮眠室（個室 2 室）、休養室及び更衣スペース等に改修。
- (4) 改修工事対象範囲  
香芝消防署庁舎棟 3 階 シャワー更衣室及び仮眠室  
改修工事対象延面積 約 48 m<sup>2</sup>

- (5) 工期：令和7年6月（予定）から令和7年11月21日  
上記「(4) 改修工事対象範囲」に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事。  
※工事詳細は、設計図面を参照のこと。

## 6. 技術者等要件

配置技術者は次のとおりとする。

### (1) 管理技術者

建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者。

なお、請負者と、入札参加資格確認申請書の提出期限日を基準として3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係（代表者可）があること。

### (2) 担当技術者

配置する担当技術者の分野は、建築、電気設備、機械設備とすること。それぞれの担当分野は設計工事監理に係る5年以上の実務経験を有する者とし、各担当技術者は公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理の経験を有すること。

(3) 管理技術者と建築担当技術者は兼ねることができる。

(4) 電気設備と機械設備の技術者は兼ねることができる。

## 7. 業務仕様

### (1) 業務仕様

香芝消防署3階一部改修工事監理業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）

によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年改訂「建築工事監理業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

### (2) 工事監理業務

#### ア. 一般業務

一般業務は、共通仕様書に規定した項目のほか、下記の（ア）～（イ）によるものとする。また、各項目に定めた確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによるほか、発注者の指示によるものとする。なお、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議するものとする。

#### （ア） 工事監理に関する業務

a. 設計内容を把握し、工事受注者及び発注者（以下「工事受注者等」という。）に正確に伝えるための業務

##### （a） 設計図書の検討

設計図書について検討し、内容に疑義があった場合は発注者と協議する。

(b) 工事受注者等との打ち合せ

管理技術者は、打ち合わせに出席し進行を行うものとする。

- ・ 設計図書について工事受注者等から質疑があった場合、工事受注者等と十分に調整のうえ、発注者と協議する。
- ・ 工事受注者等との打合せは、工事期間中、週一回程度（定例打合せ）を実施し、それ以外に必要に応じ適宜打合せを実施するものとする。

(c) 図面等の作成

設計図書の内容を工事受注者等に技術的な観点から補足し、伝達するための詳細図等を作成する。

b. 設計図書に照らした施工図の検討及び報告

(a) 施工図の検討及び報告

検討に当たっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について十分留意する。施工図の検討をより効率的に行うために、施工図の作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。

(b) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

c. 工事と設計図書との内容に合致するかどうかの確認

確認については、試験、目視、計測の各行為を現場立会い、又は工事受注者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面のいずれかの方法で行うものとする。

(イ) 工事監理に関するその他の業務

- a. 実施工程表の検討及び報告
- b. 施工計画書を確認する業務
- c. 品質計画を検討する業務
- d. 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い等
- e. 関係機関の検査の立会い等
- f. 工事費請求の審査

イ. 追加業務

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、発注者の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議するものとする。

(ア) 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の請負者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて工事受注者等の協力を受けて調整を行うべき事

項を検討すること。

(イ) 施工計画等の特別な検討・助言に関する業務

技術的観点から検討し、工事受注者等に対して助言すべき事項を検討すること。

(ウ) 完成図の確認

a. 設計図書の定めにより工事受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を発注者に報告する。なお、確認の結果、適切でないと認められる場合は、工事受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討すること。

b. 設計図書の変更がある場合は変更資料の作成を行うこと。

(3) 業務の実施

ア. 適用の基準

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定又は監修の基準の最新版を適応する。

(ア) 建築

- a. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- b. 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- c. 建築設計基準・同解説
- d. 建築構造設計基準・同解説
- e. 建築鉄骨設計基準・同解説
- f. 建築工事標準詳細図
- g. 構内舗装・排水設計基準
- h. 建築工事監理指針（上・下）
- i. 県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携（奈良県県土マネジメント部）
- j. 建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）

(イ) 設備

- a. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- b. 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- c. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- d. 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- e. 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- f. 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- g. 建築設備計画基準
- h. 建築設備設計基準

- i. 建築設備耐震設計
  - j. 施工指針
  - k. 建築設備設計計算書作成の手引き
  - l. 電気設備工事監理指針
  - m. 機械設備工事監理指針
  - n. 建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）
- イ. 打合せ及び記録

発注者と受注者の打合せは、次の時期に行い、工事監理業務が適切に行われるよう工事受注者と定期的かつ密接に連絡を取り、施工状況について把握しなければならぬ。

- (ア) 業務着手時
- (イ) 業務計画書に定める時期
- (ウ) 発注者又は管理技術者が必要と認めた時

ウ. 業務計画書

業務計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。

- (ア) 業務一般事項
  - a. 業務の目的
  - b. 業務計画書の適用範囲
  - c. 業務計画書の適用法令
  - d. 業務計画書の適用基準類
  - e. 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を把握した上で、その内容を記載する。

(イ) 業務工程計画

対象工事の実施工程と整合を図るため、工事受注者から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成すること。なお、検討に用いた実施工程表についても参考として添付すること。

(ウ) 業務体制

- a. 受注者側の管理体制
- b. 業務運営計画
- c. 受注者が現場定例会議に参加する場合は、現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。
- d. 管理技術者の経歴
- e. 業務フロー

(エ) 業務方針

仕様書に定められた本業務内容に対する業務の実施方針について記載する。

また、受注者として特に重点をおいて実施する業務等についても記載する。

エ. 貸与資料

対象工事の設計図書、及び工事費内訳書

オ. 関係官庁への手続き等

官庁への手続き等がある場合は、都市計画法、建築基準法等の法令に基づき 官公庁の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類を作成、提出し、検査に立ち会うこと。

カ. 検査

受注者は、工事監理業務が完了したときは、ただちにその旨を発注者に通知し、検査を受けなければならない。

## 8. 提出書類

本業務の実施に当たっては、次の書類を遅滞なく提出すること。

(1) 契約後、すぐに提出するもの。

- ア. 管理技術者・担当技術者通知書（氏名・経歴等）
- イ. 業務計画書（任意書式）
- ウ. 業務着手届

(2) 工事施工中、毎月初めに提出するもの。

- ア. 監理業務日誌
- イ. 工事出来高報告書
- ウ. 監理業務時間集計表
- エ. その他必要と認められる書類

(3) その都度、提出するもの。

- ア. 打ち合わせ記録簿

(4) 業務完了時に提出するもの。

- ア. 業務完了報告書
- イ. 業務完了通知書
- ウ. 引渡し書
- エ. 建築士法第 20 条第 3 項に基づく工事監理報告書
- オ. その他必要と認められる書類

## 9. 特記事項

- (1) 関係法令の手続きを含む。(建築物の計画の変更が生じた場合も同様とする。工事受注者が行うものを除く。)
- (2) 計画の変更が生じた場合、その対応を検討し発注者と協議すること。また、工事内容の変更等による数量積算及び図面修正を行うこと。
- (3) 工事の進捗状況により履行期間の変更を行う場合がある。なお、履行期間の変更に伴う契約金額の変更は行わない。

#### 10. 業務の完了

発注者の検査に合格したことをもって業務の完了とする。

#### 11. 支払条件

業務完了後、発注者が受注者の適法な請求を受け取った日から 30 日以内に支払うものとする。